

変更理由

- 1 立地企業の要請に対応するため、内港地区において、専用埠頭計画を変更する。
- 2 産業立地の需要に対応するため、南部地区において、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 専用埠頭計画

立地企業の要請に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

内港地区

(昭和ふ頭)

水深 5.5 m ドルフィン 1 バース [新規計画] E 9

以下の施設を廃止する。

既設

(昭和ふ頭)

水深 4 m ドルフィン 1 バース

(大江ふ頭)

水深 1.8 m 岸壁 1 バース 延長 40 m

2 港湾環境整備施設計画

産業立地の需要に対応するため、港湾環境整備施設計画を次のとおり計画する。

南部地区

(新宝ふ頭)

緑地 5.4ha [既設の変更計画]

既設

(新宝ふ頭)

緑地 15.3ha

3 土地造成及び土地利用計画

産業立地の需要に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	工業用地	交通機能地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分地	合計
南部地区	(12) 12	(119) 119	(1675) 1675	(20) 47	(77) 77	(102) 102	(198) 198	(2203) 2230

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。